

## 児童手当 認定請求書

長浜市長様

提出年月日	※受付確認年月日
令和 · ·	令和 · ·

請求者	①(ふりがな) 氏名	⑥住所 〒一 長浜市 (上欄と異なる場合に記入してください)		③生年 月日	昭和 平成 令和 年 月 日					
	⑦個人番号									
	②性別 男・女 ⑤配偶者の有無 有・無									
配偶者等	⑨(ふりがな) 氏名	⑩配偶者住所 (⑥と異なる場合) (上欄と異なる場合に記入してください)		④職業 ア.被用者 イ.公務員 勤務先( ) ウ.被用者でない者	配偶者 生年月 日 昭和 平成 令和 年 月 日					
	⑪配偶者個人番号									
	⑫配偶者個人番号									
⑧請求者の振込口座	名称 銀行 信組 金庫 農協 漁協	支店名 店(所) 支店(所)	口座番号	口座名義人(カタカナ)	電話番号	( )				
⑬児童の兄姉等 (18歳に達する日以後の最初の3月 31日を経過した後 22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある 者)	氏名	統柄	生年月日	同居・別居 の別	監護相当 の有無	生計費負 担の有無	住所	海外留学を している場合の 出国年月	[注意] ⑬「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。 (⑬児童の兄姉等と⑭児童の合計人数が3人以上の場合に限る。)	児童手当月額 3歳未満 15,000円× 30,000円×
⑭児童	氏名	統柄	生年月日	同居・別居 の別	監護の有無	生計関係	住所	海外留学を している場合の 出国年月	※見童との関係で 該当する場合 ※3歳未満 の児童 ※3歳以上 の児童 ※第3子以降 の児童	3歳以上 10,000円× 30,000円×
⑮加入している年金 等の年金手帳、組合員証又は加入者 証の種別	ア.厚生年金保険 イ.国民年金 ウ.その他( )	※審査	認定・却下	令和 · ·	支給開始年月					
※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 ( )私学学校教職員共済 ( )国家公務員共済 ( )地方公務員等共済								所得の状況 令和 年分所得額 (請求者) 円 (配偶者) 円		

- ◎ 太枠内の記入してください。  
◎ 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。  
◎ フリックンベンで記入しないでください。  
◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

※  
備  
考

請求事由: 出生・転入(転出予定日:令和 年 月 日)  
監護・生計の開始  
受給者変更(離婚・その他( ))  
不足書類: 保険証写しまたは資格情報通知書  
マイナンバー(父・母・子) 口座 戸籍

1 受付	2 入力	3 決定

## 注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。  
また、請求者が個人であり、本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ②、③、④、⑤及び⑯の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 ⑨、⑩、⑪及び⑫の欄は、2人以上で児童を養育(監護)しつつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。)している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懷胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事实上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 6 ⑪の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 7 ⑬の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 8 ⑭の「生計費の負担の有無」の欄は、⑬の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 9 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、⑮の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 10 ⑯の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 11 児童が海外に留学している場合は、⑮の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 12 ⑰の「生計関係」の欄は、次によて記入してください。  
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。  
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 13 ⑯の欄は、⑮の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。  
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、( )内にその年金の名称を記入してください。  
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 14 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長(特別区の区長を含みます。以下同様です。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。  
ア 児童又は児童の兄姉等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童等が世帯主である場合にはその旨、その児童等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの  
イ 児童等が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにできる書類  
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童等と別居している場合は、請求者のその児童等に対する養育の状況を明らかにすることができる書類  
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにできる書類  
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにできる書類  
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童等との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)  
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにできる書類  
ク 請求者又は配偶者が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。)の所得の額と、請求者の所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書  
ケ ⑯の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにできる書類  
コ ⑯の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」  
サ ⑯の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、⑯の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き4年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにできる書類

## 備考

- 1.⑦及び⑯の欄を除き、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 2.受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。